

意見書

題名	「(仮称) 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)に関する意見書		
氏名 <small>(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)</small>	NPO法人 川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会 理事長 山本泰彦		
連絡先 ①から④までのいずれか1つは記載してください。 (意見書の内容を確認させていただく場合があるために記載をお願いするものです。)			
① 電話番号	044-813-4555	② FAX番号	044-813-4555
③ メールアドレス	ayame@iris.ocn.ne.jp		
④ 住所	213-0011 川崎市高津区久本3-6-22 ちどり内		
意見の提出日	令和元年7月30日	枚数	2枚(本紙を含む。)及び別表3枚

意見

平成26年に多摩区の精神障害者向けグループホームの移転に際し、激しい反対運動が起こったことは記憶に新しいところです。この事件が示すように、川崎市では今も障害者に対する差別や偏見が根強く存在しております。障害者差別解消法の成立を契機に、多くの地方自治体で障害者差別禁止等条例の制定(別表「地方自治体の障害者差別禁止条例(事例)」参照)が行われている中、私共、障害者関係団体が、これまで幾度となく、障害者差別禁止等条例の制定を求めてきましたが、残念ながら、当市では、今なお障害者差別禁止等の条例制定が実現しておりません。

こうした状況下で、このたびヘイトスピーチ対策が引き金となって、市から「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)が示されました。内容としては、ヘイトスピーチ対策を軸にして、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害等に亘る人権全般を見据えた、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを特徴としており、同条例が障害者差別禁止等にも実効性を有する条例になりうるかに大きな関心を寄せております。

ヘイトスピーチ対策は当市が抱える喫緊の課題であり、その対策が具体化されたことは大いに評価されると思います。他方、同条例のコンセプトではヘイトスピーチ対策に特化したものではないとしていますが、その内容は障害者差別の解消やその対策についての具体的な規定が示されてはおらず、素案を見る限りでは、実効性のある差別禁止等条例としての効果が期待できないと判断され、今回の素案の内容では、事実上、“ヘイトスピーチ対策条例”であるとの批判を受けかねません。

同条例を障害者も含む人権全般の条例と位置付け、実効性を持たせるためには、障害者差別禁止等に係る規定も含めた人権全般に係る条例とすべきと考えます。そのための具体的な対応としては、以下に示すように、市、市民及び事業者が遵守すべき障害者に対する、不当な差別的取扱い(※)の禁止等についての規定を設けるべきと考えます。

障害者差別禁止等の条例が多くの地方自治体で施行されている状況の中で、いまだその施行が実現していない川崎市として、今回の条例の制定作業を好機と捉え、同条例に障害者差別禁止等の規定を明記した上、施行されることを強く要請いたします。

(※) 「不当な差別的取り扱い」の主たるものは、①及び②

①障害を理由に、以下の行為を行うこと

- ア. 福祉サービス: 福祉サービスの提供における拒否・制限
- イ. 医療: 医療の提供の拒否・制限、強制的な受診及び隔離、希望しない長期間の入院
- ウ. 労働者の雇用: 賃金・労働時間等労働条件や採用・解雇における差別
- エ. 建物等及び公共交通機関: 公共的施設等の利用、公共交通利用における拒否・制限
- オ. 不動産の取引: 不動産の売買、賃貸等における拒否・制限
- カ. その他、商品の販売・サービスの提供、教育、情報の提供、意見・意思の尊重等における差別

②合理的配慮(障害の状態に応じた社会的障壁の除去の実施)を行わないこと

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見の概要等を公表する際に、個人情報を公開することはありません。

提出先

部署名	市民文化局人権・男女共同参画室		
電話番号	(044) 200-2316	FAX番号	(044) 200-3914
住所	〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町1 1 - 2 川崎フロンティアビル9階		

地方自治体の障害者差別禁止条例（事例）

地方自治体名	条例名	成立日	施行日
北海道	北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例	2009年3月27日	2009年3月31日
岩手県	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例	2010年12月14日	2011年7月1日
宮城県仙台市	仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例	2016年3月14日	2016年4月1日
山形県	山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例	2016年2月	2016年4月1日
茨城県	障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例	2014年3月20日	2015年4月1日
栃木県	栃木県障害者差別解消推進条例	2016年3月24日	2016年4月1日
埼玉県	埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例	2016年2月	2016年4月1日
埼玉県さいたま市	誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例	2011年3月4日	2011年4月1日
千葉県	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	2006年10月11日	2007年7月1日
千葉県浦安市	浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例		2016年4月1日
東京都	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例		2018年10月1日
東京都八王子市	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例	2011年12月15日	2016年4月1日

東京都国立市	国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例	2015年9月17日	2016年4月1日
新潟県新潟市	新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	2015年9月28日	2016年4月1日
富山県	障害のある人 の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例	2014年12月12日	2016年4月1日
山梨県	山梨県障害者幸住条例	2015年12月25日	2016年4月1日
岐阜県	岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例	2016年3月24日	2016年4月1日
愛知県	愛知県障害者差別解消推進条例	2015年12月18日	2015年12月22日
京都府	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例	2014年3月11日	2015年4月1日
大阪府	大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例		2016年4月1日
兵庫県明石市	明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例		2016年4月1日
兵庫県宝塚市	宝塚市障害者差別解消に関する条例		2017年1月1日
奈良県	奈良県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例	2015年3月25日 (公布)	2015年10月1日
和歌山県和歌山市	和歌山市障害者差別解消推進条例		2016年4月1日
鳥取県	鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例	2017年7月26日	2017年9月1日

島根県松江市	松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例	2016年7月4日	2016年10月1日
徳島県	障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例	2015年12月25日	2016年4月1日
長崎県	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例	2013年5月22日	2014年4月1日
熊本県	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	2011年7月1日	2012年4月1日
大分県	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例	2016年3月25日	2016年4月1日
大分県別府市	別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例	2013年9月20日	2014年4月1日
鹿児島県	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例	2014年3月26日	2014年10月1日
沖縄県	沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例	2013年10月11日	2014年4月1日